## 【日常生活用具給付品目・基準額】

区分	種		障害及び程度	対象年齢	性能等	耐用年数	基準額	備考
給付		支台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等であって寝たきりの 状態にある者		腕、脚等の訓練のできる器具を 附帯し、原則として使用者の頭 部及び脚部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を有するもの	8年	154,000	
三 社 人	支 楪	寺殊マット	① 下肢又は体幹機能障害2級以	② 18歳以上 ③ 3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚 染又は損耗を防止できる機能を 有するもの	5年	19,600	
		寺殊 录器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等であって自力で排尿することができない者		尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000	
		旦架	下肢又は体幹機能障害2級以上の 者(入浴に当たって、家族等他人の 介助を要する者に限る。)		障害児・者を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させるも の	5年	82,400	

	号	下肢又は体幹機能障害2級以上の 学齢児以上 者(下着交換等に当たって、家族等 他人の介助を要する者に限る。) 難病患者等であって寝たきりの 状態にある者	介助者が障害児・者の体位を変 換させるのに容易に使用し得る もの	15,000
用用	多動 月リ フト	下肢又は体幹機能障害2級以上の 者 難病患者等であって下肢又は体 幹の機能障害のある者	介護者が障害児・者を移動させ 4年 るに当たって、容易に使用し得 るもの。ただし、天井走行型そ の他住宅改修を伴うものを除	159,000
	川練		原則として附属のテーブルをつ 5年 けるものとする。	33,100
用 用	月ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の 学齢児以上18歳未満者 ― 難病患者等であって下肢又は体 幹の機能障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を 8 <sup>4</sup> 備えたもの	159,200
自立生活支援用	浴 助 具	下肢又は体幹機能障害者であっ て、入浴に介助を必要とする者 難病患者等であって入浴に介助 を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴 8年槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000
具便		下肢又は体幹機能障害2級以上の 学齢児以上 者 難病患者等であって常時介護を 要する者	障害児・者が容易に使用し得る 8年もの(手すりをつけることができる。)。ただし、取り替えたり住宅改修を伴うものを除く。	: 4,450 (手すりを付ける場合には、5,400)

	T .	T	I	т т	
	<ol> <li>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者</li> <li>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、頻繁に転倒する者</li> <li>てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</li> </ol>		ヘルメット型で、転倒の際に頭 部を保護できる性能を有するも の	<ul><li>A スポンジ、革を 主材料に製作</li><li>B スポンジ、革、 プラスチックを主 材料に製作</li></ul>	15,656 価格はオーダーメードによる製品に適りするものとし、レディメイドによる製品については、価格の0%の範囲内の額とする。
	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者	3歳以上	障害児・者が容易に使用し得る もの	主体一木材(十分な 強度を有するもの) 外装一ニス塗装 主体一軽金属 外装一塗装なし	2,310夜光材付とした場は、430円(全面夜材付とした場合は材付とした場合は260円)増しとする。3,150外装に白色又は黄ラッカーを使用し場合は273円増しまする。
動・移 乗 援 用 具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等であって下肢が不自由な者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するものイ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、移		60,000

寺殊	① 上肢機能障害2級以上の者	学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し	8年	151,200	
更器	② 児童相談所又は知的障害者		得るもの。取り替えに当たり住			
	更生相談所において知的障害		宅改修を伴うものを除く。			
	児・者として判定され、障害の					
	程度が重度又は最重度であり					
	訓練を行っても自ら排便後の					
	処理が困難な者					
	      難病患者等であって上肢の機能	_				
	に障害のある者					
く災	① 障害等級2級以上の者(火災発	_	室内の火災を煙又は熱により感	8年	15,500	
筝報	生の感知及び避難が著しく困		知し、音又は光を発し屋外にも			
뭄	難な障害者のみの世帯及びこ		警報ブザーで知らせ得るもの			
	れに準ずる世帯)					
	② 児童相談所又は知的障害者					
	更生相談所において知的障害					
	児・者として判定され障害の程					
	度が重度又は最重度である者					
	(火災発生の感知及び避難が著					
	しく困難な障害者のみの世帯					
	及びこれに準ずる世帯)					

			T T		T	
自動	① 障害等級2級以上の者(火災発	_	室内温度の異常上昇又は炎の接	8年	28,700	
消火	生の感知及び避難が著しく困		触で自動的に消火液を噴射し初			
器	難な障害者のみの世帯及びこ		期火災を消火し得るもの			
	れに準ずる世帯)					
	② 児童相談所又は知的障害者					
	更生相談所において知的障害					
	児・者として判定され障害の程					
	度が重度又は最重度である者					
	(火災発生の感知及び避難が著					
	しく困難な障害者のみの世帯					
	及びこれに準ずる世帯)					
	③ 難病患者等(火災発生の感知					
	及び避難が著しく困難な難病					
	患者等のみの世帯及びこれに					
	準ずる世帯)					
ガス	① 視覚障害2級以上、聴覚障害2	_	ガス漏れを感知し、音又は光を	5年	20,000	
漏れ	級以上又は下肢若しくは体幹		発して知らせるとともに、自動			
警報	の機能障害2級以上の者 (ガス		的にガス漏れを遮断し得るもの			
器	漏れの感知及び対応が難しく					
	困難な障害者等のみの世帯及					
	びこれに準ずる世帯)					
	② 知的障害者等であって障害の					
	程度が重度又は最重度である					
	者(ガス漏れの感知及び対応					
	が著しく困難な障害者等のみ					
	の世帯及びこれに準ずる世					
	帯)					

電磁	① 視覚障害2級以上の者(盲人の	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得る	6年	41,000	
調理	みの世帯及びこれに準ずる世		<b>₺</b> の			
器	帯)					
	② 児童相談所又は知的障害者					
	更生相談所において知的障害					
	児・者として判定され障害の程					
	度が重度又は最重度である者					
歩行	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し	10年	12,000	
時間			得るもの			
延長						
信号						
機用						
小型						
送信						
機		and the same of	de la deles de Novembres de la Novembre de la Novem			
	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者		音、声音等を視覚、触覚等によ	10年	87,400	
	のみの世帯及びこれに準ずる世		り知覚できるもの			
	帯で日常生活上必要と認められ					
屋内 信号	る世帯)					
装置						
	    視覚障害を有するもので、医師の	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	8年	395,000	
	判断により必要性があると認め	1 11/20/12	Prise in Algorithms (1)		555,000	
援眼	られるもの					
鏡						
	難病患者等であって視覚障害を					
	有する者で、医師の判断により必					
	要性があると認められるもの					

宅 液加	腎臓機能障害3級以上で自己連続 携行式腹膜潅流法(CAPD)による 透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保 つもの	5年	51,500	
支ライ	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 難病患者等であって呼吸器機能に障害がある者	障害児・者又は介護者が容易に 使用し得るもの。	5年	36,000	
式たん吸	呼吸機能障害3級以上又は同程度 の身体障害者であって、必要と認 められる者 難病患者等であって呼吸器機能 に障害がある者	障害児・者又は介護者が容易に 使用し得るもの。	5年	56,400	
発電機又	医療的ケアが必要な者又は難病 患者等であって、在宅において人 工呼吸器、ネブライザー、電気式 たん吸引器等の電源を必要とす る機器を使用している者			150,000	

酸素	医療保険における在宅酸素療法	18歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000	
ボン	を行う者					
べ運						
搬車						
視覚	視覚障害2級以上の者(視覚障害者	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し	5年	9,000	
障害	及び視覚障害児のみの世帯及び		得るもの			
者用	これに準ずる世帯)					
体温						
計(音						
声式)						
視覚	視覚障害2級以上の者(視覚障害者	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得る	5年	18,000	
障害	のみの世帯及びこれに準ずる世		もの			
者用	帯)					
体重						
計						
視覚	 視覚障害2級以上の者(視覚障害	18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得る	5年	10,000	
障害	者のみの世帯及びこれに準ずる		もの			
者用	世帯)					
血圧						
計(音						
声式)						

	T			ı		T
動脈	呼吸器機能障害3級以上の者又は	_	呼吸状態を継続的にモニタリン	5年	157,500	
血中	心臓機能障害3級以上の者であっ		グすることが可能な機能を有			
酸素	て、在宅酸素療法又は人工呼吸器		L,			
飽和	の装着が必要な者		難病患者等が容易に使用し得る			
度測			もの			
定器						
(パ						
ルス						
オキ	難病患者等であって人工呼吸器					
シメ	の装着が必要な者					
ータ						
<u>—)</u>						
情 携帯	ー 音声言語機能障害者若しくは言	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章	5年	98,800	
報用会	語機能障害者又は肢体不自由者		に変換する機能を有し、障害			
<ul><li>話補</li></ul>	であって、発声・発語に著しい障		児・者が容易に使用し得るもの			
意 助装	害を有する者					
思置						
疎情	上肢機能障害又は視覚障害2級以	学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピ			原則1人につき1回と
	重上の者		ュータ周辺機器や、アプリケー			する。
支 信支			ションソフト			
援 援用						
用具						

F	点字	視覚障害及び聴覚障害の重度重	18歳以上	文字等のコンピュータの画像情	6年			909 700	
共								383,500	
		複障害者(原則として視覚障害2級		報を点字等により示すことので					
		以上かつ聴覚障害2級)の身体障害		きるもの					
	V1	者であって、必要と認められる者							
			24 IFV [E] D1 [		<b>=</b> /=	Larr VIII	4 00 710		
		視覚障害2級以上の者		障害児・者が容易に使用し得る			A 32マス18	10,712	付属品:点筆(価格に
	器			もの	(携帯		行、両面書、		含む)
					型は5		真鍮板製		
					年)		B 32マス18	6,798	
							行、両面書、		
							プラスチック		
							製		
						携帯	A 32マス4	7,416	
						用	行、片面書、		
							アルミニュ		
							ーム製		
							B 32マス4	1,699	
							行、片面書、		
							プラスチック		
							製		
	点字	視覚障害2級以上の者(本人が就労	学齢児以上	視覚障害児・者が容易に使用し	5年			63,100	
	タイ	者しくは就学しているか、又は就		得るもの					
	プラ	 労が見込まれる者に限る。)							
	イタ								
	_								
1					l	l			

	1	1	1		1	-	
視覚	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	① 音声等により操作ボタンが	6年	録音再生機	85,000	
障害			知覚又は認識でき、かつ、DA				
者用			ISY方式による録者並びに当				
ポー			該方式により記録された図書				
タブ			の再生が可能な製品であっ				
ルレ			て、視覚障害児・者が容易に				
コー			使用し得るもの				
ダー			② 音声等により操作ボタンが		再生専用機	48,000	
			知覚又は認識でき、かつ、DA				
			ISY方式により記録された図				
			書の再生が可能な製品であっ				
			て、視覚障害児・者が容易に				
			使用し得るもの				
視覚	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載さ	6年		99,800	
障害			れた当該文字情報を暗号化した				
者用			情報を読み取り、音声信号に変				
活字			換して出力する機能を有するも				
文書			ので、視覚障害児・者が容易に				
読上			使用し得るもの				
げ装							
置							
視覚	視覚障害者であって、本装置によ	学齢児以上	画像入力装置によって印刷物等	8年		198,000	
障害	り文字等を読み、又は聞くことが		撮影し、又は読み込み、その文				
者用	可能になる者(文字を音声で読み		字等を拡大した画像を簡単にモ				
拡大	上げる機能が付加された視覚障		ニターに映し出せるもの(当該				
読書	害者用拡大読書器の給付を受け		読み込んだ文字を音声で読み上				
器	ようとする場合は、その読み上げ	,	げる機能が付加されたものを含				
	られた音声を理解することがで		む。)				
	きるものに限る。)						

音ガド携電声イ付帯話	視覚障害 2 級以上の者   	16 歳以上	視覚障害者が容易に使用し得る もの	5年		59,000	
視覚	視覚障害2級以上の者。なお、音	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得る	10年	触読	10,300	)
障害	声時計は、手指の触覚に障害があ		€ <i>0</i>		音声	13,300	
者用	る等のため触読式時計の使用が						
時計	困難な者を原則とする。						
聴覚	聴覚障害児・者又は発声・発語に	_	一般の電話に接続することがで	5年		71,000	
障害	著しい障害を有する者であって、		き、音声の代わりに、文字等に				
者用	コミュニケーション、緊急連絡等		より通信が可能な機器であり、				
通信	の手段として必要と認められる		障害児・者が容易に使用できる				
装置	者		<b>€</b> Ø				
聴覚	聴覚障害児・者であって本装置に	_	字幕及び手話通訳付きの聴覚障	6年		88,900	)
障害	よりテレビの視聴が可能になる		害児・者用番組並びにテレビ番				
者用	者		組に字幕及び手話通訳の映像を				
情報			合成したものを画面に出力する				
受信			機能を有し、かつ、災害時の聴				
装置			覚障害児・者向け緊急信号を受				
			信するもので、聴覚障害児・者				
			が容易に使用し得るもの			1	
人工	喉頭摘出により音声機能障害を	_	① 呼気によりゴム等の膜を振	4年	笛式	5,150	付属品:気管カニュ
喉頭	有し、本装置により発声が可能と		動させ、ビニール等の管を通				ーレ(3,193円増し)
	なる者		じて音源を口腔内に導き構音				
			化するもの(笛式)				
			② 顎下部にあてた電動版を駆	5年	電動式	72,203	付属品:電池、充電
			動させ経皮的に音源を口腔内				器(価格に含む)
			に導き構音化するもの(電動				
			式)				

	主に、情報の入手を点字によって いる視覚障害者	_	点字により作成された図書	_	必要と認めた額	
音声 コン パス	視覚障害2級以上の者		音声により方角を示す機能を有 し、視覚障がい児・者が容易に 使用できるもの	6年	13,300	
音 タ コ ー ー	視覚障害2級以上の者		ICタグに登録された当該音声情報を読み取り、内容を音声で知らせる機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	59,800	
世 ジ対 応 ジオ	視覚障害2級以上の者		テレビ音声及びAM/FM放送 を受信する機能を有し、対象者 が容易に使用し得るもの	6年	29,000	
視障者音通装	視覚障害2級以上の者		文章および文字を変換する機能 を有する携帯電話で、対象者が 容易に使用することができるも の	5年	59,000	

人内用声理置ピ	聴覚障害を有する者であって、人 工内耳用音声信号処理装置の装 用後5年以上経過しているもの	医療保険の対象とならないもの	5年	300,000	価格は片耳分
チプロセッサ)					
内耳 専用 電池	聴覚障害を有する者であって、人 工内耳を装用している者(人工内 耳用充電器及び人工内耳用充電 池の給付を受ける者を除く。)	対象者が容易に使用し得るもの		2,500	価格は1か月分
内耳 用充 電器	聴覚障害を有する者であって、人 工内耳を装用している者(人工内 耳専用電池の給付を受ける者を 除く。)	対象者が容易に使用し得るもの	3年	25,200	
内耳	聴覚障害を有する者であって、 人工内耳を装用している者(人 工内耳専用電池の給付を受ける 者を除く。)	対象者が容易に使用し得るもの	3年	16,800	価格は片耳分
人工 内 用 イ セ モ ル ド	聴覚障害を有する者であって、 人工内耳を装用している者	対象者が容易に使用し得るもの	_	9,000	価格は片耳分

	人内用イロンバエ耳マクホカー	聴覚障害を有する者であって、 人工内耳を装用している者	対象者が容易に使用し得るもの	1年		4,200	
		聴覚障害を有する者であって、 補聴器又は人工内耳を装用して いる者	対象者が容易に使用し得るもの	3年		19,000	
泄	スト マ用 装具	ストマ造設者	① 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製(消化器系)	_	消化器系	8,858	価格は1ヶ月分
用具			② 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製(尿路系)	_	尿路系	11,639	価格は1ヶ月分

氏お	① 治療によって軽快の見込み	3歳以上	ア	紙おむつ	_	12,000価格は1ヶ月2	分
30	のないストマ周辺の皮膚の著		イ	サラシ、ガーゼ、脱脂綿			
Ç.	しいびらん、ストマの変形のた	-	ウ	洗腸装具(耐用期間6か月程			
	めストマ用装具を装着するこ		ļ	度)			
	とができない者並びに先天性						
	疾患(先天性鎖肛を除く。)に起						
	因する神経障害による高度の						
	排尿機能障害又は高度の排便						
	機能障害のある者及び先天性						
	鎖肛に対する肛門形成術に起						
	因する高度の排便機能障害の						
	ある者で、紙おむつ等の用具類	Į.					
	を必要とするもの。						
	② 脳性麻痺等脳原性運動機能	ì					
	障害により排尿若しくは排便	i					
	の意思表示が困難な者						
	③ 排尿又は排便の意思表示が困						
	難な者で、医師の判断による						
	書面をもって必要と認められ	,					
	る次のア又はイのいずれかに						
	該当するもの						
	ア 知的障害者等であって障						
	害の程度が重度又は最重度で	<b>S</b>					
	あるもの						
	イ 3歳以上で発生した症状						
	又は事由に起因する下肢又は						
	体幹の機能障害2級以上のも						
	Ø						

収尿	高度の排尿機能障害者	_	<男性用>	1年	男性	A	普通型	7,931	
器			採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の		用				
			逆流防止装置をつけるものとす			В	簡易型	5,871	
			る。ラテックス製又はゴム製						
			<女性用>		女性	A	普通型	8,755	
			A 普通型 耐久性ゴム製採尿		用				
			袋を有するもの			В	簡易型	C 077	無限である。 簡易型は採尿袋 <b>20</b> 枚
			B 簡易型 ポリエチレン製の			Б	间勿生		間 多 至 は 未 が 表 2 0 仪 を 1 組 と す る。
			採尿袋導尿ゴム管付						<b>在1</b> 附に9分。
居宅	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期	学齢児以上	障害児・者の移動等を円滑にす					200,000	
生活	以前の非進行性の脳病変による		る用具で設置に小規模な住宅改						
動作	運動機能障害(移動機能障害に限		修を伴うもの						
補助	る。)を有する者であって、障害等								
用具	級3級以上の者(ただし、特殊便器								
	への取替えをする場合は、上肢障								
	害2級以上の者)								
	難病患者等であって下肢又は体								
	幹の機能に障害のある者(特殊便								
	器への取替えをする場合は、上肢								
	の機能に障害のある者)								